

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第5項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月18日
【中間会計期間】	第39期中（自 2026年8月1日 至 2026年1月31日）
【会社名】	株式会社クロスフォー
【英訳名】	Crossfor Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内藤 彰彦
【本店の所在の場所】	山梨県甲府市国母七丁目11番4号
【電話番号】	057 - 008 - 9640(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山口 毅
【最寄りの連絡場所】	山梨県甲府市国母七丁目11番4号
【電話番号】	057 - 008 - 9640(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山口 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年3月17日に提出いたしました第39期中（自 2025年8月1日 至 2026年1月31日）半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

（2）新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

（2）新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

（訂正前）

（前略）

b．第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2025年12月15日臨時取締役会決議)

（中略）

4．新株予約権の行使期間

（1）本転換社債型新株予約権者は、2026年1月6日から2031年1月5日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当社償還日の2銀行営業日前)までの間19.2(以下「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)

振替機関が必要であると認めた日

組織再編行為をするために本転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

（後略）

（訂正後）

（前略）

b．第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2025年12月15日臨時取締役会決議)

（中略）

4．新株予約権の行使期間

（1）本転換社債型新株予約権者は、2026年1月6日から2031年1月5日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当社償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)

振替機関が必要であると認めた日

組織再編行為をするために本転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に

判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

(後略)